群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、 事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり 公表する。

平成20年3月26日

群馬県後期高齢者医療広域連合 代表監査委員 藤井 正彦

(別紙)

定期監查報告

- 1 対象部課事務局
- 2 監査の期間平成20年3月7日から平成20年3月26日

3 監査の方法

平成18年度の財務に関する事務の執行について、歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査しました。

監査にあたっては、財務事務に関する事務が法令に基づき適正かつ効率 的に執行されているかに主眼をおき、実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると 認められました。